■　私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項

	事　　項	対象となる私立学校
学校に関する事項（法第8条第1項）	学校の設置･廃止、設置者の変更、閉鎖命令	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校
	収容定員に係る学則の変更	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校
	学科、全日制・定時制・通信制の課程の設置・廃止、広域の通信制の課程に係る学則の変更	高等学校
	小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置・廃止、高等部における通信教育の開設・廃止	特別支援学校
	高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止、目的の変更	専修学校
学校法人に関する事項	1　収益事業の種類の定め（法第26条） 2　寄附行為の認可（法第31条） 3　寄附行為の補充（法第32条） 4　解散事由の認可又は認定（法第50条） 5　収益事業の停止命令（法第61条） 6　学校法人の解散命令（法第62条） 7　組織変更の認可（法第64条） 8　収容定員超過の是正命令（私立学校振興助成法第12条関係） 9　予算の変更勧告（　　〃　　） 10　役員の解職勧告（　　〃　　）	
その他	無認可専修学校・各種学校の教育の停止命令（学校教育法第84条） 審議会委員の解任（法第14条）	

凡例　法：私立学校法